

香川県無料検査実施事業費(検査費用)補助金の単価の改訂について

- ▶ 国による検査費用単価の上限の変更により、香川における上限単価は以下のとおり改訂となります。(令和4年9月1日検査実施分から適用)
※これまで、検査種別ごとに一律の設定でしたが、1日あたりの総検査件数(PCR検査(抗原定量検査等含む)・抗原定性検査の総計)に応じた設定となります。

新上限単価

※検査費用は、実単価で計算した額と比較し低い方の額で補助金額を計算します。
※どの区分に該当するかについては、**月単位で判断**しますが、**PCR検査・定量検査(以下「PCR検査」とします。)**は、**総検査数に占める割合を乗じて判断するため、月により適用区分の判断基準となる1日あたりの件数が異なります。**

検査件数に応じた区分 (PCR検査・定性検査の合計)	検査費用上限単価(基準単価)		各種経費
	PCR・抗原定量	抗原定性	
A(50件/日以下)	①7,000円	④1,500円 ※変更なし	⑤2,500円
B(51~100件/日以下)	②5,000円		⑥1,800円
C(100件/日超)	③3,000円		⑦1,100円

単価区分に対応する件数の算定方法

- ▶ 1か月の合計検査件数のうち、A~Cの区分の範囲内に該当する件数に上記の単価が適用されます。(補助額:A,B,Cごとに「件数×単価」を計算、それらを和)

区分	PCR検査	抗原定性検査	各種経費
A	①「50件×当該月の営業日数×当該月のPCR等実施割合(※)」以下の件数	④当該月の抗原定性検査件数	⑤「50件×当該月の営業日数」以下
B	②Aを超え、「100件×当該月の営業日数×当該月のPCR等実施割合」以下の件数		⑥Aを超え、「100件×当該月の営業日数」以下
C	③Bを超える件数		⑦Bを超える件数

(※)事業所の「当該月のPCR実施件数」÷「当該月のPCR・抗原定性検査実施件数の合計」

上限単価計算の具体例1

<区分A~Cまで計算が必要な場合>

- 【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査: 2,000件、(b)抗原定性検査:1,500件、(a)+(b): 3,500件
- 【当該月の営業日数】30日

区分	PCR検査		抗原定性検査	各種経費	
	区分上限	各区分に対応する件数		区分上限	各部分に対応する件数
A	857件 ※小数点以下切捨て (50件×30日×2,000÷3,500)	857件 (A上限)	1,500件	1,500件 (50件×30日)	1,500件 (A上限)
B	1,714件 ※小数点以下切捨て (100件×30日×2,000÷3,500)	857件 (B上限1,714件-A上限857件)		3,000件 (100件×30日)	1,500件 (B上限3,000件-A上限1,500件)
C	-	286件 (実施件数2,000件-B上限1,714件)		-	500件 (実施件数3,500件-B上限3,000件)

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。
PCR等検査費用:A 857件×7,000円+B 857件×5,000円+C 286件×3,000円、抗原定性検査費用:1,500件×1,500円
各種経費:A1,500件×2,500円+B1,500件×1,800円 +C1,000件×1,100円

香川県無料検査実施事業費(検査費用)補助金の単価の改訂について

上限単価計算の具体例2

<区分A、Bの計算が必要な場合>

【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査:800件、(b)抗原定性検査:900件、(a)+(b):1,700件

【当該月の営業日数】30日

区分	PCR検査		抗原定性検査	各種経費	
	区分上限	各区分に対応する件数		区分上限	各区分に対応する件数
A	705件 (50件×30日×800÷1,700)	705件 (A上限)	900件	1,500件 (50件×30日)	1,500件 (A上限)
B	1,411件 (100件×30日×800÷1,700)	95件 (実施件数800件-A上限705件)		3,000件 (100件×30日)	200件 (実施件数1,700件-A上限1,500件)
C	—	—		—	—

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。

PCR検査費用 : A 705件×7,000円+B95件×5,000円、抗原定性検査費用:900件×1,500円

各種経費:A1,500件×2,500円+B200件×1,800円

上限単価計算の具体例3

<区分Aの計算のみとなる場合>

【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査:500件、(b)抗原定性検査:500件、(a)+(b):1,000件

【当該月の営業日数】30日

区分	PCR等		抗原定性	各種経費	
	区分上限	対応する件数		区分上限	対応する件数
A	750件 (50件×30日×500÷1,000)	500件 (実施件数)	500件	1,500件 (50件×30日)	1,000件 (実施件数)
B	1,400件 (100件×30日×500÷1,000)	—		3,000件 (100件×30日)	—
C	—	—		—	—

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。

PCR等検査費用 : A500件×7,000円、抗原定性検査費用:500件×1,500円、各種経費:A1,000件×2,500円